

豊見城市プレミアム付商品券
募集要項
(利用店用)



豊見城市プレミアム付商品券事務局

豊見城市

(事務局受託事業者：コノ街デザイン・旭堂・平山印刷・ブレーション沖縄共同事業体)

1 事業の趣旨

市内の小売店・飲食店等において共通して使用できる低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行することにより、消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2 商品券の概要

(1) 名 称 豊見城市プレミアム付商品券

(2) 発 行 者 豊見城市

(3) 購入対象者

- ア 住民税非課税者 約15,000人(商品券の購入を希望する場合、申請が必要)
- イ 子育て世帯(H28.4.2~R1.9.30までに生まれた子) 約3,000人(申請不要)

(4) 発行内容(額面等)

豊見城市プレミアム付商品券
(1冊5,000円、額面500円×10枚綴り)

(5) 販売価格

1冊(5,000円分 500円券×10枚綴り)を4,000円で販売
対象者1人(購入引換券1枚)につき、最大5冊まで購入可能

(6) 商品券有効期限

令和元年 10月1日(火) ~ 令和2年 3月31日(火)まで
※期限を過ぎた商品券の使用はできませんのでご注意ください。

(7) 販売等の方法・場所・対象者

ア 10月1~6日までの特設販売所(販売店契約状況により変更の可能性あり)

場 所 : 市内大型商業施設内2カ所
(10月1日から販売可能な事業所がある場合はその事業所に変更致します)

10月7日以降市内大型商業施設販売所

場 所 : 市内大型商業施設5カ所

イ 販売方法・対象者・条件

商品券の購入には豊見城市が発行した購入引換券が必要となります。

方 法 : 購入引換券と身分証明書を持参のうえ購入

- 対 象 : ①住民税非課税者 ※ただし下記は除く
- ・ 住民税が課税されている方に扶養されている方
(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
 - ・ 生活保護の受給者等
- ②子育て世帯 (H28. 4. 2~R1. 9. 30までに生まれた子)

条件等 : 対象者1人 (購入引換券1枚) につき5冊までの販売上限となります

(8) 販売期間

令和元年10月1日(火)から2月29日(土)まで。

★対象者であれば、必ず購入できる商品券となっております。

3 利用店資格

豊見城市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもので、以下の要件をすべて満たしている者とします。

(1) 利用店資格

利用店舗の資格は、市内事業者で次の事業者以外の者とする。

- ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する営業を行う者。
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表として、もしくは実質的に経営に関与している団体など。
- ・ 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取扱店舗等。

※上記にあげるもの以外でも、商品券発行の目的にそぐわないなどの理由により、利用店舗登録をお断りする場合があります。

4 利用店の責務等

利用店になるには、次に掲げる事項を遵守等することが条件となります。

① 利用店舗であることを明示すること

利用店であることが明確になるよう、利用店告知用ツール(ポスター・のぼり)等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

＜ 告知用ツール（ポスター・のぼり旗・ステッカー）について ＞

登録店舗には、告知用ツールとしてポスター及びのぼり旗、ステッカーを事務局より無料で送付致します。

配布開始時期：令和元年9月中旬以降

申請頂いた事業者へ順次お送りいたします。配布ツールについては店舗規模等で内容が変わる場合がございます。

使用後のツールについて

・告知用ポスター・のぼりは返却不要です（各自で処分してください）。

●問合せ先

豊見城市プレミアム付商品券事務局

豊見城市字豊崎 3-59 （TOYOPLA内）

TEL 098-851-3546

② つり銭対応は行わないこと

登録利用店舗にて、ご利用の際には釣銭はお支払いできませんので、券面金額以上になるようにご購入頂くなど利用店舗にてご対応ください。

③ 有効期限を確認すること

有効期限を経過した商品券を取り扱わないでください。また、商品券として認識不能の場合もその効力はありませんので取り扱わないでください。

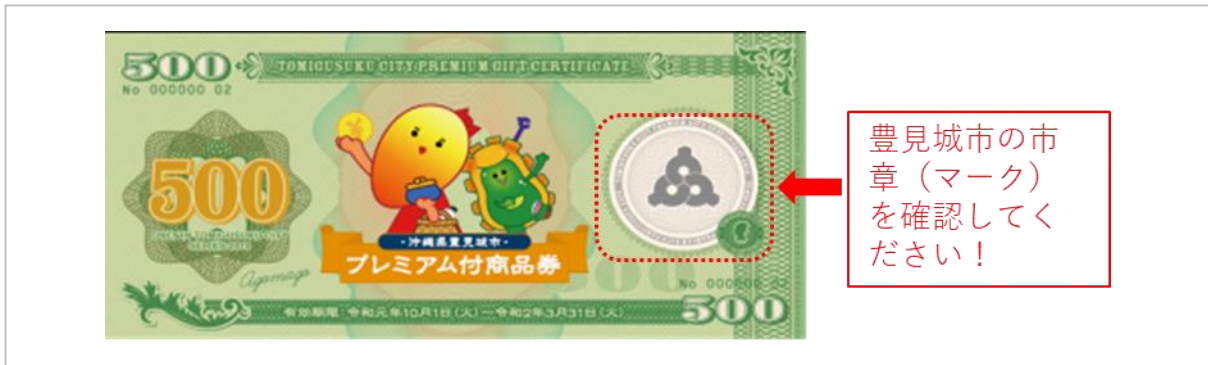
（商品券の有効期限は**令和2年3月31日（火）**まで）



※上記の商品券は見本になりますので、デザインを変更する場合がございます。

④ 偽造券でないか確認すること

利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認してください。なお、偽造防止加工が無いなど「偽造された商品券」と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察（豊見城署 850-0110）へ通報して下さい。同様に「豊見城市プレミアム付商品券事務局 **851-3546**」にも報告して下さい。



豊見城市の市章（マーク）を確認してください！

※上記の商品券は見本になりますので、デザインを変更する可能性があります。

⑤受け取った商品券には受領印・スタンプ等を押すこと

利用店舗は、商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に利用店受領印（店名印など）を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。



店舗名を記入してください！（スタンプ可）

※上記の商品券は見本になりますので、デザインを変更する可能性があります。

⑥換金申込書の控えは大切に保管すること

使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため利用店控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。

※1 この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意下さい。

※2 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意下さい。

⑦登録口座の変更

商品券の換金はすべて口座振り込みとなります。参加時に登録した口座の変更は原則として出来ませんのでご注意ください。なお、金融機関規定の振込手数料は事務局にて負担します。

⑧商品券の交換・売買は行わないこと

商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サー

ビスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

5 商品券の対象にならないもの

次に掲げるものは「豊見城市プレミアム付商品券」の使用対象となりませんのでご注意ください。

- ア 税金及び公共料金等
- イ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、商品券、店舗が独自に発行する商品券等)、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ウ たばこ
- エ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入れ商品等
- オ 不動産(家賃、地代、駐車料金等を含む)
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業
- キ 特定の宗教又は政治団体に関わるもの
- ク 公序良俗に反するもの
- ケ 参加利用店が指定したもの
- コ その他プレミアム付商品券の発行趣旨にそぐわないもの

6 利用店登録について

① 登録方法

利用店登録を希望する事業者は「豊見城市プレミアム付商品券募集要項(利用店用)」に同意した上で、「取扱利用店登録申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて以下の方法で申請してください。

資格区分	提出書類	申込先
豊見城市内で営業している事業所	① 取扱利用店登録申請書	豊見城市プレミアム付商品券事務局 (期間) ※8/1~2/28まで 平日9:00~17:00 (所在地) 豊見城市字豊崎3-59 TOYOPLA2F (問合先) 電話 098-851-3546

※8月16日までにお申込み頂ける事業者については、対象者へ送付する購入引換券に同封するチラシに掲載されます。

② 審査及び承認

豊見城市プレミアム付商品券事務局において、資格確認・審査等を行う。

③ 登録要件

この募集要項に示す各事項に同意し、「取扱利用店申請書」を提出後、申請・受理された事業者

④ 申請受付期間

令和元年8月1日(木)～令和2年2月28日(金)まで（土日除く）

受付は、上記期間の平日（月～金）**9:00～17:00** まで。

※申込窓口は、①のとおり「**豊見城市プレミアム付商品券事務局**」の参加登録受付窓口となります。（市役所ではありませんのでご注意ください。）

○受付場所 豊見城市プレミアム付商品券事務局 〒901-0225 豊見城市字豊崎3-59 （TOYOPLA内）
--

⑤商品券換金の手続き

ア 換金手数料 無料

イ 換金請求受付場所

豊見城市プレミアム付商品券事務局

〒901-0225 豊見城市字豊崎3-59 （TOYOPLA内）

ウ 換金請求受付期間

令和元年**10月22日(火)** ～ 令和2年**4月15日(水)**まで

※原則として、換金請求期間を過ぎての請求受付はできませんので、請求期限の厳守につき十分ご注意ください。

エ 換金申込方法

「換金申込書」に必要事項を記入の上、使用済商品券の裏に必ず店舗名を記入し（スタンプ可、図①商品券の裏面サンプルを参照）、事務局（裏表紙の地図を参照）へ提出する。事務局にて、枚数等確認の上、後日、予め届けられた登録口座へ振込みます。

オ 換金支払方法

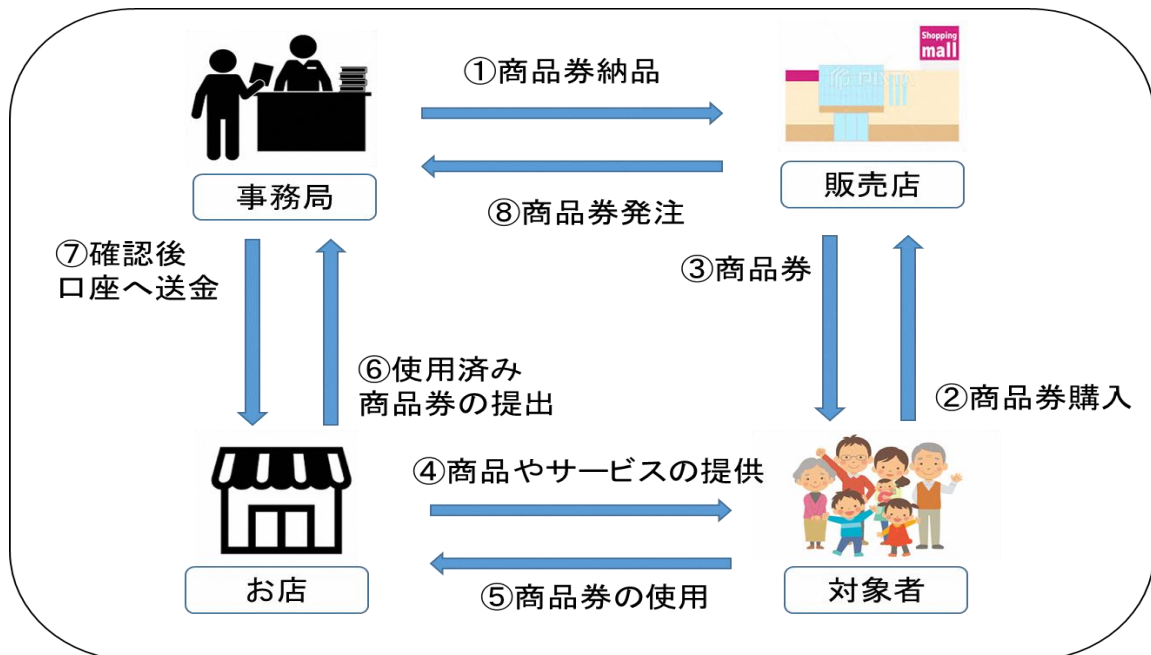
換金申込については、上記ウの請求期間中、通常店が毎週火曜日、大型店は第1・第3水曜日に実施する換金受付後に、毎週月曜日に入金致します。

※4月の換金申込分に関しては、4月末支払いを予定しております。



- ※1 換金受付の際には、原則電話での事前受付を基本とする。
- ※2 商品券の換金は、取扱店以外は一切出来ない。
- ※3 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入(押印)する。
- ※4 商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。また、その際速やかにその事実を事務局及び警察に報告すること。
 - ・豊見城市プレミアム付商品券事務局 ☎098-851-3546
 - ・豊見城警察署 ☎098-850-0110
- ※5 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。不正行為が認められた場合、取扱店登録の取り消し及び損害金の請求などが生じる場合があります。
- ※6 回収した商品券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- ※7 その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

7 商品券の流れ・イメージ



8 商品券事業を盛り上げるためにご協力を!

(1) 各店舗における取組として

「豊見城市プレミアム付商品券」による消費喚起を盛り上げるため、各利用店舗においては、商品券の使用と消費喚起にご協力くださいますようお願いいたします。

9 その他

ア 本事業の実施遂行に際し、利用店舗等から取得した情報については本事業の目的以外に使用されることはありません。

イ 利用店舗は、本事業の実施に伴い豊見城市及び事務局受託事業者によって収集・取得された参加店舗に関する情報が豊見城市情報公開及び豊見城市個人情報保護に関する条例(平成14年豊見城市条例第35号)の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。

10 事業に関するお問合せ

(1) 商品券の取扱い全般(販売・換金含む)について

事務局受託事業者：豊見城市プレミアム付商品券事務局

〒901-0225 豊見城市字豊崎3-59 (TOYOPLA内)

TEL 098-851-3546 (※平日 9:00-17:00)

令和元年8月9日更新